

高齢者福祉バスとボランティアバス 4月1日から利用方法などが変わりました

高齢者福祉バス

高齢者福祉バスについては、運行体制の見直しを行い、4月1日から利用方法を統一しました。東部ブロック（鳥取、国府、福部地域）、南部ブロック（河原、用瀬、佐治地域）、西部ブロック（気高、鹿野、青谷地域）の3ブロック体制で運行しています。

また、利用状況により、ブロック間での相互利用を行うなど、利用機会の拡大と効率化を図りました。

利用条件

高齢者（60歳以上）の団体が、健康維持のための教養講座、研修、レクリエーション交流など生きがいを高めるための事業を行う場合

運行時間

午前9時～午後4時まで ※土・日・祝日および年末年始（12/29～1/3）は運休

運行範囲

鳥取県内（ただし、県境周辺も運行範囲とする。お住まいの地域からおおむね片道75キロ以内）

利用人数

10人以上（ことぶき号については20人以上）

利用料

無料（ただし、駐車料、高速料などは利用団体負担）



高齢者福祉バス「ことぶき号」



ボランティアバス「ボランティア号」

ボランティアバス

ボランティアバスについては、平成17年度から3ブロック体制で運行していますが、4月1日から運行時間、申込み方法の一部を変更しました。

利用条件

市民または市内に事務所などを有する団体が社会奉仕活動やその活動に関する研修を行う場合

運行時間

午前9時～午後4時まで
※年末年始（12/29～1/3）は運休

運行範囲

鳥取市内

利用人数

10人以上

利用料

無料（ただし、駐車料などは利用団体負担）

申し込み方法

申込受付 利用日の2カ月前から行います。

※ボランティアバスは年間予約もできます。

申込手続 下記問い合わせ先へ事前に電話で予約をし、利用日の10日前までに、印を持参のうえ市社会福祉協議会または各総合福祉センターで申し込みの手続を行ってください。

問い合わせ先

東部ブロック	南部ブロック	西部ブロック
鳥取・国府・福部地域	河原・用瀬・佐治地域	気高・鹿野・青谷地域
鳥取市社会福祉協議会 ☎(0857)37-0105	河原町総合福祉センター ☎(0858)76-3125	気高町総合福祉センター ☎(0857)82-2727
国府町総合福祉センター ☎(0857)22-1880	用瀬町総合福祉センター ☎(0858)87-2302	鹿野町総合福祉センター ☎(0857)84-3113
福部町総合福祉センター ☎(0857)75-2316	佐治町総合福祉センター ☎(0858)89-1022	青谷町総合福祉センター ☎(0857)85-0220

公共交通機関等利用料助成

高齢者（60歳以上）の団体（おおむね20人以上）が、教養講座への参加や研修などで、公共交通機関や観光バスなどを利用した場合は、その経費の一部を助成します。

条件 ▷高齢者福祉バスの利用条件を満たしながら利用できない場合 ▷日帰り

助成額 対象となる10万円までの基本運賃に対して、3分の2

※基本運賃には、施設への入場料、高速料、駐車料、諸経費は含みません。

詳しくは、左記問い合わせ先まで